

入 札 説 明 書

国立療養所菊池恵楓園 総合診療棟新築整備工事（建築）に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年6月17日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所菊池恵楓園 事務部長 鶴見 肇之
熊本県合志市栄 3796 番地

3. 工事概要

(1) 工 事 名 国立療養所菊池恵楓園 総合診療棟新築整備工事（建築）

(2) 工事場所 熊本県合志市栄 3796 番地

(3) 工事内容 総合診療棟新築工事（鉄骨造一部木造地上1階建）：建築面積約 4,180 m²、
延べ面積約 4,074 m²、渡り廊下新築工事（鉄骨造地上1階建）：建築面積約
35 m²、渡り廊下解体工事：延べ面積約 335 m²
詳細は別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 令和8年9月8日から令和10年1月31日まで

(5) 使用する主要な資機材 コンクリート約 2,850 m³、鉄筋約 222t、鉄骨約 433t、板ガラス約 308 m²

(6) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、国立療養所菊池恵楓園事務部会計課に承諾願を提出して行うものとする。

4. 競争参加資格

(1) 競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。

① 次の(2)から(11)までに掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、厚生労働省から共同企業体として資格認定通知を受けたものであること。構成員の数は2ないし3社とする。出資比率は、全ての構成員が均等割の10分の6以上であること。

② 次の(2)から(11)までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者。

(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 07・08 年度厚生労働省競争参加資格において、九州沖縄地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

(4) 厚生労働省から九州沖縄地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については、950点以上とする。

(5) 平成23年度以降に元請けとして完成引渡し完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

① R C造またはS造の延べ面積1,300 m²以上の病院の新築、増築又は改修工事

- ② R C造またはS造の延べ面積 650 ㎡以上の病院の新築、増築又は改修工事
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
- ② 平成 23 年度以降に、(5)に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札参加できないことがある。
- (7) 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。
- ① 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は熊本県内の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、競争入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 総合評価方式に係る「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」の提出に当たって、入札説明書の別途配布資料に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工をする場合は、その内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (13) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

- (14) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5. 総合評価に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する品質管理、安全管理、施工管理に関する施工上配慮すべき事項等の評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

なお、提案項目は以下の 5 項目とすること。

事故防止法策

- (ア) 技術提案テーマに関する事項

評価項目	評価基準	評価点
技術提案 1 鉄骨工事の品質確保や施工精度向上に関する技術的な提案	優	10
	良	5
	可	0
技術提案 2 施工合理化に資する提案（品質確保については標準案と同程度であっても可）	優	10
	良	5
	可	0
技術提案 3 施工中における入所者、園関係者、第 3 者に対する安全管理	優	10
	良	5
	可	0
技術提案 4 工事騒音・振動を抑制するための具体的な対策	優	10
	良	5
	可	0
技術提案 5 建設現場における労働災害、事故防止法策	優	10
	良	5
	可	0
計		50

(イ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
以下の認定の区分に応じて評価 ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	あり	最大 3.0
	なし	0

(ウ) 賃金引上げの推進に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	あり	3.0
	なし	0

(2) 総合評価の方法

① 標準点

(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値が標準案と同等以上の者には標準点100点を与え、さらに良好な提案及び提案値に加算点を下記のとおり与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与え、加算点は与えない。

② 加算点

加算点は、(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、(ア)、(イ)、(ウ)により加算点を与える。

③ 価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の全ての要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者うち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

ただし、予決令第85条に基づく低入札価格調査基準額（以下「基準額」という。）を設けているので、以下の事項について留意されたい。

ア 基準額を下回った入札が行われた場合、入札執行者は入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査の上、落札者を決定し、後日通知することとする。

イ 基準額を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならないものとする。

ウ 基準額を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札

者を定める。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額等を行う。

あわせて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

- ・技術提案の内容どおり実施ができなかった場合はそれぞれの「優」相当点を減点する。
- なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止の措置をとる場合がある。

6. 設計業務の受託者等

- (1) 4. (7)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 伊藤喜三郎建築研究所

- (2) 4. (7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

7. 担当部局

〒861-1113 熊本県合志市栄 3796 番地
国立療養所菊池恵楓園会計課施設管理係
電話 096-248-1131 内線 215

8. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(4)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和8年6月19日から令和8年7月9日まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

- ② 提出先： 6. に同じ。

- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参し、又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。

- (2) 申請書等は、別紙1・別記様式1により作成すること。

- (3) 4. (4)の同種工事の施工実績及び4. (5)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

- (4) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成23年度以降に、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載するこ

とし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が工事成績評定を受けた工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画(技術提案)

4.(9)、(10)に掲げる資格があること及び5.に掲げる総合評価の判断ができる技術提案を技術提案書に関する注意事項等(別添)にしたがって別記様式4に記載すること。提案内容を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

品質管理、安全管理及び環境配慮の提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

提案項目の審査は、提案内容が現地の工事条件(建物、敷地、工種特性等)を踏まえた適切な内容であるかを審査する。

技術提案書を作成するに当たっては、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則として認めない。

「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」の採否については、競争参加認定結果の通知に併せて書面にて通知する。その際、提案内容が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

⑤ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(表鑑で可)を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しに替えて工事カルテの写しを提出することでよいこととする。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年7月17日までに電子調達システムで通知する。(ただし、書面により提出した場合は、書面で通知する。)

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6. に同じ
 - ⑥ 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、配布された様式で作成を行うものとし、複数の申請書類は1つのファイルにまとめ、ファイル容量は1MB以内とする。契約書などで印のあるものは、スキャナーで読み込み、本文に貼り付けるか又はコピーを令和8年7月9日までに郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）。
9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限： 令和8年7月29日午後5時00分。
 - ② 提出場所： 7. に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子調達システムにより提出すること。ただし、書面を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
 - (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年8月7日までに説明を求めた者に対し電子調達システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。
 - (3) 支出負担行為担当官からの理由等の説明に不服がある者は、(2)の書面を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、部局長に対し再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。
 - ① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間： 3. に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - ② 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先： 6. に同じ。
10. 図面等の交付期間、交付場所及び交付方法
- (1) 期間： 令和8年7月21日から令和8年8月14日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。）
 - (2) 場所： 7. に同じ。
 - (3) 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。なお、配布は競争参加資格があることを確認された者を対象とし、支出負担行為担当官からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。
11. 現場説明会 行わない。
12. 入札説明書に対する質問
- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 受領期間： 令和8年6月19日から令和8年8月5日まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。
 - ② 提出場所： 7. に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子調達システムにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）することにより提出することもできる。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
 - (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期間： 令和8年6月22日から令和8年8月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。
 - ② 場所： 7. に同じ。
13. 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 入札日時： 令和8年9月4日午後5時00分まで。（事前提出の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、郵便によ

る入札の受領期限は、令和8年9月4日午後5時00分。)

- (2) 入札場所： 〒861-1113 熊本県合志市栄 3796 番地 国立療養所菊池恵楓園 会議室
- (3) 開札日時： 令和8年9月7日午後1時30分
- (4) 開札場所： 国立療養所菊池恵楓園管理棟小会議室
- (5) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

14. 入札方法等

- (1) 入札は、電子調達システムにより提出すること。ただし、入札書の持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）することもできる。電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 電子調達システムで落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
 - ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
 - ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
 - ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

15. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。ただし、入札保証保険証券による保証を付すものとする。この場合の保証金額は、見積代金額の100分の5以上とする。
- (2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限り。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

16. 工事内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算項目数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算項目数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算項目数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は配布された様式で作成（Excel形式で保存）を行う。持参、郵送の場合、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を

求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合又は未提出の場合は、原則として該当入札者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合 （電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。） (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

17. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子調達システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

18. 入札の無効

- (1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

19. 落札者の決定方法

5.（3）の定めるところによる。

20. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約をする場合において、厚生労働省が発注し入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の①から④まで

のいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、4. (6)、(7)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された者
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長による書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

22. 手続きにおける交渉の有無 無。

23. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

24. 支払条件

前払金……請負代金の40%以内

部分払

完成払

25. 火災保険付保の可否 要。

26. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

27. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

28. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

29. 提案値の変更に関する事項

施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰さない事由により「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」に影響を及ぼす場合は、以下の式により読み替えて適用することを基本とし、これ以外の事案については、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

変更「提案値」＝（条件変更の発注者算定費／当初計画の発注者算定値）×入札に係る「提案値」

30. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊現場説明書及び契約書案を熟読すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 電子調達システムのホームページアドレスは下記のとおりとする。
ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子調達システムホームページの「お知らせ」で公開する。
- (7) システムの操作マニュアルは、電子調達システムホームページの「操作マニュアル」を

参照すること。

- (8) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889
- ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、7.へ連絡すること。
- (9) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子調達システムから自動発行）
 - 競争参加資格確認申請書受付票
 - 競争参加資格確認通知書
 - 辞退届受付票
 - 日時変更通知書
 - 入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - 入札書受付票
 - 入札締切通知書
 - 再入札通知書
 - 再入札書受信確認（電子調達システムから自動発行）
 - 落札者決定通知書
 - 決定通知書
 - 保留通知書
 - 取止め通知書
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から20分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (11) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、くじへの移行をする。くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (12) 競争参加資格書類および契約関係書類等について
- ・担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
 - ・押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (13) その他詳細不明の点についての照会先
- 7.に同じ。